

平成 19 年 10 月 16 日
企業会計基準委員会
企業結合プロジェクト・チーム

企業結合会計に関する調査報告要旨

－EU による同等性評価に関連する項目について－

平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）は、国際的な会計基準の動向をも踏まえて設定され、また、そこにおける「企業結合」という経済事象に関する考え方は、基本的には国際的な会計基準と共通しているため、その多くの取扱いは国際的な会計基準と変わるものではない。しかしながら、限定的とはいえ持分プーリング法を採用する余地を残した点など、いくつかの点において国際的な会計基準とは異なっており、これらの相違点が、いわゆる EU 同等性評価に関連した欧州証券規制当局委員会（以下「CESR」という。）からの補正措置項目として提案されている。

本報告は、この提案された補正措置項目に適切に対応すべく企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が平成 18 年 10 月に公表した「ASBJ プロジェクト計画表」に基づき、ASBJ 事務局に設置された企業結合プロジェクト・チームが実施した調査等をまとめたものである。すなわち、CESR から提案された企業結合に係る国際的な会計基準との主な相違点を各章で取り上げ、我が国の会計基準と国際的な会計基準における会計処理上の主な根拠を比較するとともに、我が国における企業結合会計基準の適用状況等に関する調査を踏まえて、ASBJ における当該補正措置項目に関する今後の検討に資するよう、今後の検討課題を整理している。

本報告は、企業結合プロジェクト・チームから ASBJ に対して提出されるものであり、ASBJ としての公式見解を示すものではない。

本報告で記載している国際財務報告基準（IFRS）第 3 号及び米国財務会計基準書（SFAS）第 141 号の改訂版は、平成 19 年の第 3 四半期に公表される予定であったが、本日現在、未だ公表されていない。しかしながら、本報告中にある両基準の内容は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会におけるこれまでの審議の結果確定しているものであるため、平成 19 年 10 月に公表されたものとみなして記載している。したがって、本報告には、両基準が公表された後、修正が必要となりうる表現が含まれている。

第1章 企業結合の会計処理（持分プーリング法の取扱い）

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

日本基準	IFRS 第3号及びSFAS 第141号(R) (注)
企業結合が「取得」と判断される場合にはパーチェス法により処理し、企業結合が「持分の結合」と判断される場合には持分プーリング法により処理する。	パーチェス法（取得法）により処理する。

(注) いずれも、平成19年10月に改訂されたものを指す（以下同じ）。

2. 我が国における持分プーリング法及びパーチェス法の適用件数

	連結財務諸表		中間連結財務諸表		計
	連結会計 年度内の 企業結合	後発事象 としての 企業結合	中間連結会 計期間内の 企業結合	後発事象 としての 企業結合	
持分プーリング法	1	2	—	—	3
パーチェス法	96	7	10	—	113

(注) 平成18年4月1日から平成19年7月2日までに提出された有価証券報告書又は半期報告書が対象である。

3. 持分プーリング法及びパーチェス法の適用状況に関する考察

米国において年間を通して持分プーリング法適用の余地があった平成12年以前では、企業結合のうち持分プーリング法が適用された割合はおおよそ10%前後で推移していた。一方、我が国における持分プーリング法の適用は、平成18年4月1日から平成19年7月2日までに提出された有価証券報告書又は半期報告書によれば3件に留まっている。したがって、企業結合会計基準が適用されてからまだ1年あまりという状況ではあるものの、持分プーリング法が適用される事例が実際に発生する場合は極めて限られているものと考えられる。

4. 今後の検討課題

我が国の企業結合会計基準については、その策定の過程において、国際的な会計基準の変遷及びその背景を踏まえたうえで理論的かつ実践的な考察が行われており、その意味では、持分プーリング法の取扱いについて新たに検討を加える必要はないのではないかという見方がある。また、我が国では企業結合会計基準の適用以降、持分プーリング法の濫用といった事実は見られず、そのような弊害がない以上、持分の結合に該当する企業結合に対しては持分プーリング法を適用する余地を残すべきであるという意見もある。

一方、企業結合会計基準の公表以降、我が国での企業結合を巡る環境が大きく変化した

ことなどから、現在においては持分プーリング法の取扱いが定められていること自体に対して否定的な見方が従来にも増しているという指摘や、持分プーリング法は国内外の企業間における比較可能性の確保という観点から好ましくないという指摘がある。特に、今回の調査にもあるように、企業結合会計基準の下で持分プーリング法が適用された事例は非常に限られていることから、国際的な会計基準のコンバージェンスを優先させるべきであるという考え方もある。ただし、この場合においても、持分の結合に該当する企業結合が存在すること、また、企業結合会計基準において持分プーリング法の適用を整理した理論的意義は肯定されるものであろう。

したがって、今後はこれらの考え方を総合的に勘案して、我が国における持分プーリング法の取扱いについて、検討を進めていくことが考えられる。

第2章 株式を対価とする場合の対価の測定日

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

日本基準	IFRS 第3号及びSFAS 第141号 (R)
合意公表日前の合理的な期間における株価による。ただし、株式交付日の株価がそれと大きく異なる場合には、株式交付日の株価によることができる。	取得日の時価による。

2. 今後の検討課題

市場関係者の一部にヒアリングを実施した限りにおいては、通常の購入取引と同様に、合意公表日を測定日とすることが整合的であるとして、現行の我が国における取扱いを支持する声が多かった。また、株式を対価とした場合の対価の測定日を取得日とすると、当該取得日までのれんの額が決定せず、実務に与える影響が大きいという声もある。さらに、国際的な会計基準が取得日を採用する根拠として、合意公表日と取得日との間に重要な変化があった場合には一般に取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整が行われることが挙げられているが、我が国においては、合併等の契約書などに「必要な時には条件等を見直すことができる」といった条項が入っていても、実際にはほとんど見直しはされていないといった、実務上の相違があることを考慮すべきではないかという指摘もある。通常の購入取引における対価の測定日と同様に、交換取引の価値を最も反映する時点の時価は何かという点を考慮すれば、我が国の企業結合会計基準の考え方が支持されるべきものと思われる。

一方で、合意公表日と取得日との間に重要な変化があった場合には取得企業と被取得企業との間で株式交換比率の調整を行うことや、取得日において発行された株式数が交換取

引としての価値を適切に表しているといえない場合には当該取引をキャンセルすることができる権利を有していることを重視すれば、株式を対価とした場合の対価の測定日を取得日とすることも考えられる。

このように、株式を対価とする場合の対価の測定日をいつの時点とすべきかについてはさまざまな指摘や見方があり、我が国における市場関係者のニーズや企業結合に係る実務慣行等も踏まえつつ、国際的な会計基準とのコンバージェンスに配慮して議論を進めていくことが適当と考えられる。

第3章 負ののれんの会計処理

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

日本基準	IFRS 第3号及びSFAS 第141号 (R)
負ののれんは、正の値をとるのれんと同様に、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却する。	<p>企業結合日における識別可能資産・負債の純額が、次の3つの合計額を超える場合には、識別可能資産・負債の識別及び対価の測定を見直さなければならない。</p> <p>① 移転した対価の企業結合日における時価</p> <p>② 少数株主持分の額</p> <p>③ 以前に取得していた持分がある場合には、当該以前から取得していた持分の企業結合日における時価</p> <p>また、見直した結果なお超えている場合、当該超過している額は取得日の利益として処理する。</p>

2. 負ののれんの計上件数

	連結財務諸表		中間連結財務諸表	計
	連結会計年度内の企業結合	後発事象としての企業結合	中間連結会計期間内の企業結合	
パーチェス法の適用件数	96	7	10	113
上記のうち、負ののれんが計上されている件数	17	1	3	21

(注) 平成18年4月1日から平成19年7月2日までに提出された有価証券報告書又は半期報告書が対象である。

3. 今後の検討課題

我が国の会計基準においても国際的な会計基準においても、いわゆる負ののれんに相当する額の発生原因の特定が困難であるとみている点については同様であると考えられる。しかしながら、どの程度までそれが特定可能とみるかという点や、結果としてそれをどの

ように会計処理するかという点において差異がみられる。仮に、ある企業結合においてバーゲン・パーチェスが存在し、それに関する合理的な証拠を得られるとするならば、一般論としては、我が国においてもそれによる利得を取得日に認識することが適当と考えられる可能性がある。現行の両者の会計処理の差異は、発生原因の特定が困難な負ののれん相当額について、一方は、正の値であるのれんとの対称性から承継した資産の取得原価の総額を調整する要素と捉え、他方は、その本質を取得日に認識すべき経済的な利得として捉えていることによっていると考えられる。

今後、会計基準の国際的なコンバージェンスを推し進めるという観点からは、我が国においても国際的な会計基準と同様の取扱いとすることが適当かどうかについて議論を行っていくことが考えられるが、この場合、例えば、次のような事項が論点になると思われる。

- ・正の値であるのれんの会計処理との対称性をどのように考えるか。
- ・負ののれん相当額の算定に関わる企業結合会計基準の他の要素の差異をどのように考えるか。例えば、企業結合の対価の測定日の差異や、取得原価の配分方法に係る事項の差異が、負ののれん相当額の算定に与える影響をどのように考えるか。

第4章 少数株主持分の測定

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

日本基準	IFRS 第3号	SFAS 第141号 (R)
全面時価評価法により被取得企業の資産及び負債を評価した場合には、少数株主持分は当該資産及び負債の時価評価差額を反映した子会社の資本のうち、少数株主に帰属する額として測定される。部分時価評価法により被取得企業の資産及び負債を評価した場合には、少数株主持分は当該資産及び負債の時価評価差額を反映しない子会社の資本を基礎に測定される。	少数株主持分は、取得日の時価か、又は、被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額のいずれかで測定しなければならない（企業結合ごとに、いずれかの方法を選択することができる。）。	少数株主持分は、取得日の時価により測定しなければならない。

2. 全面時価評価法と部分時価評価法の適用状況

	適用社数	割合
全面時価評価法	3,326社	96.4%
部分時価評価法	125社	3.6%
合計	3,451社	100.0%

(注) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表が対象である。

3. 今後の検討課題

部分時価評価法は、親会社が株式を取得した際の親会社の持分を重視する考え方であり、また、我が国の連結決算における実務慣行として長きにわたり行われてきた方法であった。しかし、採用している企業数が少ないことに加え、企業結合会計基準では、全面時価評価法のみが認められていることにも考慮して、これらの選択適用の廃止に関する今後の検討を進めていくことが考えられる。

また、全面時価評価法においては、支配獲得後における追加取得時に当該追加取得に係る資産及び負債の時価評価を行わないため、追加取得額（投資額）と追加取得による持分相当額の差のすべてが必ずしも超過収益力を表しているとは言えないものの、現行の連結原則ではのれんとして計上することとなっている点など、派生的に検討を要する論点も考えられる。

なお、国際的な会計基準では、少数株主持分の測定も時価で行うという考え方も示されているが、この方法については、時価により測定された少数株主持分の意義や、その際に計上される全部のれんの是非などについて、財務諸表の目的に照らした慎重な検討が必要であると思われる。

第 5 章 段階取得における会計処理

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

日本基準	IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R)
段階取得における投資額は、過去から取得している株式の累積原価（すなわち、取得企業が支配を獲得するに至った個々の取引ごとに取得の対価の時価を算定し、それらを合算したもの）とする。また、資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用する場合には、支配獲得日前の株式の取得日ごとに被取得企業の識別可能資産・負債を時価で評価し、全面時価評価法を採用する場合には支配獲得日における時価で評価する。	過去に取得した持分（対価）も支配獲得日における時価で再評価し、企業結合前に所有していた持分を再評価したことによる差額は損益として処理する。 また、被取得企業の識別可能資産及び負債は、支配獲得日における時価で評価する。

2. 今後の検討課題

改訂前 IFRS 第 3 号では、段階取得における投資額は、当該取得に要した支出額、すなわち累積原価で測定するとされていたため、この点では日本基準と一致していた。しかしな

がら、のれんの算定（及び剰余金の算定）に関連して、改訂前 IFRS 第 3 号では、段階法と全面時価評価法という結びつきが示されていたため、全面時価評価法の下でも一括法とのみ結びつく我が国の処理とは同じではなかった。

一方、改訂された IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号 (R) では、段階取得における投資額について、一律に取得日（支配獲得日）の時価で測定することとしている。このような会計処理の相違は、企業結合という事象や企業結合における投資の性質の変化をどのように考えるかによって異なってくるものと思われるが、この点については、支配獲得時の処理のみならず、支配喪失時の処理とも合わせて検討する必要があるであろう。

これらは、支配の獲得又は喪失が、企業結合や事業分離を伴う投資の実態や本質に影響を及ぼすものであると判断されるかどうかという問題であるが、仮にそのような見方が肯定される場合には、持分法の位置付けや関連会社株式の貸借対照表価額等、他の会計処理との整合性についても、今後、検討していくことになると思われる。すなわち、我が国の企業結合会計基準をはじめとする他の論点を合わせた広範な検討が必要となろう。

第 6 章 外貨建のれんの換算方法

1. 我が国の会計基準と国際的な会計基準の比較

日本基準	IAS 第 21 号及び SFAS 第 52 号
発生時の為替相場で換算する。	決算日の為替相場で換算する。

2. 今後の検討課題

我が国における外貨建取引等の会計処理に関する実務指針では、もともと連結原則による連結調整勘定（のれん）は親会社の投資と子会社の資本の相殺消去の結果生じるものであるとして、親会社による在外子会社投資から発生する連結調整勘定及びその償却額は、為替相場の変動による影響を受けないものとされている。

一方、のれんは、取得企業が取得する資産及び引き受ける負債の純額を超える何らかの価値に対して支払われたものであり、のれんを被取得企業が有する資産と捉えるならば、他の識別可能資産及び負債と同様に、在外子会社の取得により生じた外貨建のれんも各期の為替相場の変動を反映させることが適当である。

今後は、上記のような考え方を踏まえ、外貨建のれんについて発生時の為替相場による換算から決算日の為替相場による換算への見直しを行うべきか否かの検討を行うことが考えられる。

以 上